

継続

原議保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各府県警察本部長

警察庁丁運発第54号
平成31年3月22日
警察庁交通局運転免許課長

運転者に対する講習において交通事故の被害者等の声を紹介することについて
みだしの件については、「運転者に対する講習において交通事故の被害者等の声を紹介することについて」（平成17年6月2日付け警察庁丁運発第72号）により通知したところであるが、飲酒、速度超過等の無謀運転による交通事故が後を絶たない中で、安全運転意識の向上につながる運転者教育を積極的に推進することが強く求められていることから、各都道府県警察にあっては、引き続きその積極的推進に努められたい。

なお、前記通達は廃止する。

記

1 目的

各種講習において、交通事故の被害者・遺族・加害者（以下「被害者等」という。）の声を紹介することにより、運転者に交通事故の悲惨さを理解させるとともに、自身の安全運転意識・行動を向上させる。

2 具体的手法

各都道府県の実情に応じ、交通事故被害者団体と連携するなどして被害者等の協力を得るとともに、各種講習受講者への教育効果を高めるために適切な手法を選択すること。

なお、下記(1)から(3)は例示であり、被害者等の感情を最大限に考慮した上で、各都道府県の実情に応じ、適切な手法を用いること。

- (1) 被害者等による講話の実施
- (2) 被害者等が出演する視聴覚教材の活用
- (3) 被害者等が作成する手記の活用

3 実施の場面

特に、取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習の受講者に対する実施について検討すること。

4 効果の確認

この手法による教育を実施した場合は、受講者に交通事故の悲惨さを理解させるのに役立っているか、及び受講者が心底から反省する契機となるような感銘を受けているか等について、適宜の方法により確認し、必要に応じて手法の改善を図ること。

【継続処理状況】

初回発出日：平成25年9月2日

（有効期間：平成31年3月31日）